

土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H28年7月版】						新【H31年4月版】						改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)		条文
1	1	1	14	1	設計変更ガイドライン	1	1	1	14	1	設計変更ガイドライン	<p>発注者および受注者は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(大阪府都市整備部)」を遵守するものとし、契約書第 26 条(臨機の措置)に該当する場合を除き下記の場合は契約変更の対象としない。</p> <p>①契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合</p> <p>②書面による指示や協議がない場合(口頭のみの場合)</p> <p>③設計図書に明示のない事項について、発注者との協議を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合</p> <p>④発注者と受注者との協議が整っていない時点で施工した場合</p> <p>⑤承諾事項として施工した場合</p>	<p>発注者および受注者は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(大阪府都市整備部)」を遵守するものとし、契約書第 26 条(臨機の措置)に該当する場合を除き下記の場合は契約変更の対象としない。</p> <p>①契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合</p> <p>②変更協議書による指示や協議がない場合(口頭のみの場合)</p> <p>③設計図書に明示のない事項について、発注者との協議を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合</p> <p>④発注者と受注者との協議が整っていない時点で施工した場合</p> <p>⑤承諾事項として施工した場合</p>
1	1	1	30	2	排出ガス対策型建設機械	1	1	1	30	2	排出ガス対策型建設機械	<p>(1)受注者(下請業者を含めたすべての業者)は、大阪府内における自動車NOx・PM(ノックス・ピーエム)法の対策地域内の工事現場を発着するトラック等の同条例の対象自動車については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に従い適合車等標章(ステッカー)を貼付した車種規制適合車等を使用しなければならない。また、受注者は、監督職員の指示により工事現場において使用する車種規制適合車の写真撮影を行い、提出するものとする。</p>	<p>(1)受注者(下請業者を含めたすべての業者)は、大阪府内における自動車NOx・PM(ノックス・ピーエム)法の対策地域内の工事現場を発着するトラック等の同条例の対象自動車については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に従い車種規制適合車等を使用しなければならない。</p>

1	1	1	44	4	現場代理人の雇用確認	<p>現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>根拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	根拠	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される	1	1	1	44	4	現場代理人の雇用確認	<p>現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、発注者が直接雇用に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>根拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	根拠	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
確認書類	根拠	所有者	作成者	備考																																															
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																															
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																															
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																															
確認書類	根拠	所有者	作成者	備考																																															
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																															
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																															
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																															
					【追加】	1	1	1	45	1	配置技術者の雇用関係	<p>(1) 受注者は、配置技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。</p> <p>(2) 発注者は、配置技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な配置技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象となる場合がある。</p> <p>なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。</p>																																							
					【追加】	1	1	1	45	2	配置技術者の雇用確認	<p>配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>根拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	根拠	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																				
確認書類	根拠	所有者	作成者	備考																																															
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																															
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																															
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																															
					【追加】	1	1	1	45	3	その他	<p>その他ここに定めのない事項は、監理技術者制度運用マニュアルに準じる。</p>																																							